

令和3年第1回野洲市議会定例会議案（No.2）

- 議第33号 令和2年度野洲市一般会計補正予算（第19号）
- 議第34号 野洲市国民健康保険税条例及び野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議第35号 野洲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例及び野洲市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議第36号 野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び野洲市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第37号 工事請負契約について（野洲北中学校北校舎及び体育館大規模改修（建築主体）工事）

令和3年第1回野洲市議会定例会提出案件 (No.2)

1 補正予算 1件

□議第33号 令和2年度野洲市一般会計補正予算 (第19号)

繰越明許費事業一覧

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 議会費	1 議会費	ペーパーレス会議システム導入事業	5,507
2 総務費	1 総務管理費	非常用自家発電設備更新事業	71,485
3 民生費	2 児童福祉費	保育園・こども園手洗い水栓自動化事業	9,455
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	5,590
6 農林水産業費	1 農業費	産地生産基盤パワーアップ事業補助金	125,503
		ため池耐震詳細照査事業	20,000
8 土木費	2 道路橋梁費	大型カルバート長寿命化事業	14,000
		道路橋梁長寿命化事業	3,243
		道路舗装修繕事業	40,040
		道路施設整備事業	7,000
		通学路交通安全対策事業	1,700
	4 都市計画費	野洲市都市計画マスタープラン及び野洲市 立地適正化計画改訂事業	14,289
		野洲市みどりの基本計画策定事業	6,017
5 住宅費	小篠原団地周辺公団訂正事業	2,639	
10 教育費	1 教育総務費	小学校新型コロナウイルス感染症対策事業	9,200
		中学校新型コロナウイルス感染症対策事業	4,600
	2 小学校費	小学校手洗い水栓自動化事業	16,753
	3 中学校費	中学校手洗い水栓自動化事業	4,112
	4 幼稚園費	幼稚園手洗い水栓自動化事業	10,838
	5 社会教育費	永原御殿跡保存整備事業	42,672
	6 保健体育費	旧温水プール棟解体撤去事業	109,773

2 条例制定・改廃 3件

□議第 34 号 野洲市国民健康保険税条例及び野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例
令和 3 年 2 月 3 日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」
が公布されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の定義部分の改正を行う。

○野洲市国民健康保険税条例の一部改正

【第 1 条】

- ・附則第 20 項 新型コロナウイルス感染症の定義を法律改正にあわせて改正
改正前の特措法附則第 1 条の 2 の規定を引用していた新型コロナウイルス感染症
の定義について、「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年
1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有する
ことが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。」に改める。

○野洲市国民健康保険条例の一部改正

【第 2 条】

- ・付則第 4 項 新型コロナウイルス感染症の定義を法律改正にあわせて改正
第 1 条の改正と同様に定義部分を改める。

施行日 公布の日

□議第 35 号 野洲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
及び野洲市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援
等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例

当該条例の根拠となる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等
の一部を改正する省令が公布されたため、所要の改正を行う。

○野洲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部
改正

【第 1 条】

- ・第 4 条第 5 項・第 6 項、第 14 条の 2 省令改正にあわせて改正
事業者は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制整備を行うとともに、
委員会を開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける
規定を追加するほか、支援を提供する際には介護保険等関連情報などを活用し、
適切かつ有効に行う努力規定を追加。
- ・第 7 条第 2 項 省令改正にあわせて改正
事業者は利用者に対し、前 6 月間における居宅サービス計画の総数のうち、訪問
介護等のサービスがそれぞれ占める割合、訪問介護等のサービスごとに同一のサ
ービス事業者等によって提供されたものが占める割合を説明し、理解を得なけれ
ばならないことを義務づける規定を追加。

○野洲市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介
護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正

【第2条】

- ・第4条第5項・第6項、第14条の2 省令改正にあわせて改正

事業者は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制整備を行うとともに、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける規定を追加するほか、支援を提供する際には介護保険等関連情報などを活用し、適切かつ有効に行う努力規定を追加。

施行日 令和3年4月1日（経過措置として、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第4条第5項及び第13条の2の規定の適用について、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。）

□議第36号 野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び野洲市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

当該条例の根拠となる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたため、所要の改正を行う。

- 野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

【第1条】

- ・第3条第3項・第4項 省令改正にあわせて改正

事業者は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制整備を行うとともに、研修の実施等を義務づける規定を追加するほか、支援を提供する際には介護保険等関連情報などを活用し、適切かつ有効に行う努力規定を追加。

- 野洲市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正

【第2条】

- ・第3条第3項・第4項 省令改正にあわせて改正

第1条の改正と同様に規定を追加。

施行日 令和3年4月1日（経過措置として、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、条例第3条第3項の適用について、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。）

3 その他 1件

□議第37号 工事請負契約について（野洲北中学校北校舎及び体育館大規模改修（建築主体）工事）

次のとおり工事請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 野洲北中学校北校舎及び体育館大規模改修（建築主体）工事
- 2 契約金額 511,280千円
- 3 契約の相手方 滋賀県蒲生郡竜王町山之上 3276 番地
株式会社ヤマタケ創建
代表取締役 竹井 友明